

平成30年4月5日開催

第10回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時26分 開会

◎開会の宣告

○会長 それでは、ただいまから第10回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。きょうは、全員出席とのことでございます。全員25名出席ということで総会は成立いたします。

以上、諸般の報告を終わります。

次に、議事録署名委員の指名及び書記の任命について、皆様に議事録署名委員の指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号11番、高田正巳委員並びに14番、大河原藤雄委員の両名を指名いたします。なお、書記の任命については、事務局、齊藤主任主事を任命いたします。よろしく願いいたします。

それでは、早速、議事進行に入ります。

なお、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしく願いたいいたします。また、携帯電話のほう鳴らないようによろしく願いたいいたします。

それでは、まず初めに、議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は、店舗併用住宅でございまして、当初計画の利用見込みがなくなったためとのことでございます。変更後につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、変更後の5条の許可申請が出ております。議案書は22ページ、議案第4号ナンバー16が関連案件でございまして。

2番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は不明、転用目的は一般住宅でございまして、諸事情により計画を実行することが困難となったためということでございます。変更後につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、こちら関連案件といたしまして、変更後の5条許可申請が提出されております。議案書30ページ、議案第4号ナンバー44が関連案件でございまして。

3番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、住宅を建てる計画であったが、病気を患い実行することが困難になったためとのことでございます。変更後の契約内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。また、関連案

件といたしまして、議案書31ページ、5条許可申請ナンバー47番が関連でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 異議がなければ承認することにいたします。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。なお、ナンバー1からナンバー4については事前調査案件でございます。また、ナンバー1からナンバー4については関連案件ですので、一括して審議いたします。

それでは、事務局、ナンバー1からナンバー4の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番から4番は譲渡人が別なため4件となっておりますが、譲受人が同一のため一括で説明させていただきます。なお、2番から契約の内容以降につきましては、同様のため説明を省略させていただきます。

1番 契約内容は賃貸借、新規就農するに当たり叔父より申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は賃貸借、新規就農するに当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容以降につきましては、2番と同様でございます。

4番 契約内容以降につきましては、2番と同様でございます。

本案件につきましては、新規就農でございます。譲受人は現在27歳でございます、8年間の会社勤務を経て、今回の申請となりました。なお、作物は、ナスとカキナを作付する計画でございます。

それでは、別添農地法第3条申請ナンバー1から4の審議資料をご覧ください。

営農計画書でございます。就農の動機につきましては、自分自身の技術や知識、判断で仕事を行っていく農業経営という仕事に興味と関心を持ち、自分が持っている能力を生かせるのではないかという思いで就農しようと考えたとのことでございます。

将来の農業経営の構想につきましては、品質のよい作物をより多く栽培、出荷を目標として効率的な作業や合理的な農業経営を確立していきたいとのごことでございます。

職歴及び農業経験につきましては、農業未経験のため昨年の7月より吉井町でナスの栽培をされている認定農業者のもとで研修を受けているところでございます。

農業経営の概要につきましては、5年後を目標年次としまして、当初の農業従事者は譲受本人のみですが、父親が退職後に加わり、臨時雇用を含めて増やしていく計画でございます。

経営土地面積ですが、当初時は田が16アール、畑が32アール、合計48アール。目標値面積は、畑が2アール増えまして、合計50アールとなっております。

1枚おめくりください。作物構成でございますが、ナス、カキナとも当初時は10アール、5年後にはナスが25アール、カキナが20アールとなっております。

作付計画は、5月にナスの作付をし、9月に別の畑でカキナをつくる計画となっております。

出荷計画ですが、JAの選果場を利用し、出荷していきたいとのごことでございます。

経営試算でございますが、この後に出てきます詳細な経営試算書のほうで説明させていただくので省略させていただきます。

1枚おめくりください。資金計画でございます。運転資金については、自己資金が200万円、借入金で250万円、生活資金が400万円となっております。機械などの資本装備につきましては、借入金でトラクター、自己資金で防除機を購入する予定でございます。また、購入後、機械の置き場につきましては、申請地近くに祖母の家があり、そちらに置かせてもらう予定となっております。

1枚おめくりください。経営試算書の詳細となっております。5年間の計画となっております、ナスに関しては、一、二年目の経営面積は10アールで、生産量は5,500キロから6,000キロ。3年目以降は、5アールずつ増やしまして、5年目は25アールで、生産量は1万7,500キロ。カキナにつきましては、1年目は作付のみで、収穫がないため2年目から見ていただきまして、当初15アールから4年目は20アールに増やしまして、生産量も当初1,000キロから5年後には倍の2,000キロを目標としています。農業所得としては、1年目はナスのみで少ないのですが、5年後には250万円強の計画でございます。

また、経営面積ですが、連作を避けてローテーションで営農するため実際の経営規模の面積は少なくなっています。

1枚おめくりください。こちらは、5年間の繰越金過不足になっていまして、1年目に250万円の借入入れをしまして、その返済金が4年目より発生していく計画となります。また、市の補助金につきましても、現在、吉井支所産業課にて相談中とのごことでございます。

それから、下の段の農地取得の状況欄に記載されている吉井町馬庭の祖父名義の農地等の借入入れを計画とありますが、祖父は既に亡くなっており、現在は叔父が全て相続してまして、今回の申請地の1筆にも該当になっております。

1枚おめくりください。作付計画につきましては、夏の時期と冬の時期のそれぞれ収穫ができるよう計画となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

なお、別添の「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。これから調査報告ですけれども、今回は第1班の調査でしたので、調査班長の井田委員から報告をお願いします。

○13番井田委員 それでは、事前調査の報告をさせていただきます。第1班班長、井田裕。

農地法第3条許可申請審議ナンバー1から4について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受人1名の出席でした。

質問1 昨年の7月より吉井町の認定農業者から研修を受けているようですが、まだ1年に満たないこととなります。今後はどのような計画で営農を始めるのですか。

回答 しばらくは研修を受けながら申請地を耕作していこうと考えています。

質問2 ナスとカキナはどのような作付を考えていますか。また、ナスは連作をするのですか。

回答 計画ではナスを主に考えています。カキナはナスと時期がずれているため管理がしやすいと研修先で奨められました。作付については、ナスに関しては苗を購入し、カキナは直まきを考えています。それぞれ別の畑で作付する計画です。また、ナスは輪作を考えており、連作はしません。

質問3 ナスの輪作はどのくらいの時期をあける計画ですか。また、ナスの品種は何ですか。

回答 1反から1反5畝の畑にナスを定植し、ローテーションをしていく計画です。その間に緑肥などを入れて2年間あけて地力を回復させる予定です。ナスの品種はくろべえです。

質問4 ナスは露地栽培ですか。もし、露地栽培だと風などで傷ができやすくB級品として扱われてしまいます。B級品の出荷については、どのように考えていますか。

回答 露地栽培で考えています。B級品についても出荷規格があり、出荷が可能と伺っています。また、その対策として防風ネットを張る予定です。

質問5 ナスの有機栽培については考えていますか。

回答 有機栽培は虫がついたり、病気が発生しやすく難しいため考えていません。

質問6 トラクターはこれから購入する予定となっておりますが、出荷に必要な軽トラックなどは持っているのですか。

回答 はい。トラクターは融資を受けて購入する予定です。それまでは研修先の農家さんから借りることになっています。また、軽トラについては既に所有しています。

質問7 自宅のある新町から申請地まで少し距離がありますが、通えますか。

回答 はい。現在も研修先の吉井町の農地に毎日4時起きで通っているのです。支障はありません。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。朝の4時に起きて行くのでは大変だね。さっきの説明の一番最後だったっけ。最後ではない、2番目に農外所得というのは、奥さんのあれだったっけ。奥さんだけの。

はい、事務局。

○事務局 奥さんが公務員でして、その所得が400万円とのことですが、給与が400万円だと思われま。

○会長 そこまでね。

皆さんのほうから。今くろべえというのがナスは主ですか。

○24番新井委員 主です。一番A品率が高い。

○会長 A品率が高いのね。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

それでは、許可することといたします。

続きまして、これより一括審議に移ります。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されております。議案書19ページ、議案第4号ナンバー1が関連案件でございます。

続きまして、7から16については、同一の法人による申請になりますので、一括して説明させていただきます。

7番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

8番以降の契約の内容、申請の理由については、7番と同様になりますので、省略させていただきます。

以上、10件の申請でございます。

17番 契約内容は賃貸借、農業経営規模拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請で

ございます。

18番 契約内容は交換、所有農地に隣接する申請地を取得し耕作したいという申請でございます。

19番、今回については取り下げでお願いいたします。

20番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという同一世帯の申請でございます。

21番 契約内容は贈与、農業経営基盤の継承のため後継者として申請地を譲り受けたいという同一世帯からの申請でございます。

22番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

23番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

24番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

25番 契約内容は売買、利用権にて借りている土地を取得し引き続き耕作したいという申請でございます。

26番 契約内容は売買、自宅に隣接し管理しやすい申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

27番 契約内容は売買、高齢で耕作できない母から申請地を買い受けて耕作したいという同一世帯の申請でございます。

28番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

29番 契約内容は売買、自宅隣地で管理しやすい申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

30番については、取り下げでお願いいたします。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件につきましては、取り下げ2件を除く24件でございます。また、この24件につきましては別添の農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しない、もしくはそのただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局より一括して説明していただきました。取り下げが19と30です。その2件を除き、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。今回10件の申請を出されている法人がありますね。この間の事前協議で、今までちょっと田んぼにヒエが出ていて困るということで、そのときは2名の従事者ですか、それで手が回らなかったということで、今回5名ということで、地元の委員さんもよく調査して指導し

ますということでした。

皆さんのほうから、質問、質疑お受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

続いて、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番、保留でお願いいたします。

2番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

3番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

4番 庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます。なお、こちら転用済みの畑300平米と一体利用でございます。

5番 住宅及び作業場として利用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅、貸家及び作業場の申請でございます。なお、転用済みの畑672平米と一体利用でございます。

6番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

7番 相続にて取得した申請地周辺が山林化し管理しにくいいため杉を植林したいという植林用地の申請でございます。

8番 自宅の老朽化、また隣地の騒音問題により申請地に住宅を建築したいという農家住宅の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては8件でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。1番が保留ということでしたので、1番を除きこれより審議に入ります。



質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー2については事前調査案件でございます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明、お願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約の内容は使用貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。また、一時転用の期間は、平成30年5月23日から平成33年5月22日までの3年間となります。関連案件といたしまして、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請でございます議案書7ページ、議案第2号ナンバー6が関連案件でございます。

なお、第3条の地上権の設定の許可とこちらの第5条の許可の審議は一緒でございます、どちらか一方だけが許可ということはございませんので、よろしく申し上げます。

それでは、別添の農地法第5条許可、ナンバー1審議資料をご覧ください。

1枚目、位置図でございます。図面左側の赤い丸印の箇所が今回の申請地でございます、高崎市立長野小学校から北西に約830メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面中央の赤い枠で囲まれている箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況ですが、西側に住宅等が連担しておりますが、東側、北側及び南側は青地農地が広がっておりまして、本申請地も青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。図面中央の赤い枠で囲まれている2筆が今回の申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、東側が道路、西側が水路、南側が公園、北側が田にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地の利用計画図でございます。今回の申請は、営農型発電の更新の申請となりますので、申請地には本図面のおり太陽パネルが設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積、合計12.93平米が今回の一時転用の対象でございます。土地利用計画図の右下には年間の発電量の記載しかございませんが、計画発電量は138キロワットでございます。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルの立面図となっております。営農型発電用のパネルとなりますので、最低地上高は2.1メートル、このタイプの太陽光パネルが約3メートル間隔で設置されております。

2枚おめくりいただきまして、営農計画書をご覧ください。営農型発電設備の下部の農地及びその農地と一体として営農を行う農地につきましては、2番の(1)、作付予定作物のとおり、水フキを栽培する計画でございます。

次のページをご覧ください。こちら年間の営農計画でございます。既に、先月フキノトウの収穫は終了しております、この後、4月中旬から5月の中旬にかけて水フキの収穫を行うとのごとでございます。6月以降は、農地の状態を見ながら土壌改良や除草作業を行う計画でして、2年目以降につきましても、同様に行う予定です。利用する農業機械につきましては、記載のとおり、耕うん機1台、エンジン刈払機1台を所有しております。

また、本申請人の農業経験につきましては50年、そのうち本申請地に作付しております水フキにつきましては3年の経験がございます。また、箕郷の農家の方からアドバイスを受けながら営農を行っているとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、水フキにつきましては、陰性植物のため営農への影響はないものと考えられます。支柱につきましては、最低地上高が2.45メートル、最高地上高が2.95メートルということで効率的に農作業を行えるものと考えられます。下部の作物の平均的な単収といたしましては、営農計画の下に記載のとおりでございます、こちらは独立行政法人農畜産業振興機構が発行いたしました「野菜情報」を根拠に見込みを算出しているものでございます。昨年の収量は8割を達成したと報告いただいております、今後も許可要件でございます8割を目指すものでございます。

お手数ですが、3枚にお戻りください。現地の写真となります。左側の写真が昨年の栽培状況でございます、撮影日が平成29年5月とでございます。右側が現在の状況でございます、撮影日が平成30年3月となっておりますが、この写真の状況から現在またフキが成長してきておりますので、どちらかと申し上げますと、現在、左側の写真に近い状況となっております。こちら参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、調査班長、報告をお願いします。

○13番井田委員 それでは、事前調査の報告をさせていただきます。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表と土地所有者の妻で営農者、代理人の計3名の出席でした。

質問1 営農型太陽光の1回目の更新申請ということですが、収穫は何年目からできましたか。

また、収量はどのくらいでしたか。

回答 昨年から収穫しており、収量は葉なども合わせて全体で2,000キログラムでした。

質問2 太陽光の架台としては鉄パイプのものをよく見かけます。今回の申請地では、架台に木材を使用していましたが、木材を選んだ理由は何ですか。

回答 当初は鉄パイプで計画していましたが、後から木材の架台があることを知りました。隣に公園もあることから、その点に配慮し、木材のものへ変更しました。ただし、木材への防腐処理も必要なため、長期的に見ると鉄パイプのほうが楽だと思います。

質問3 営農は一人で行っているのですか。申請地の面積が広く、雑草の管理が大変だと思いますが、どのように行っているのですか。

回答 夫婦で営農を行っています。現在、除草剤は使用していませんが、今年から除草剤を使用する予定です。

質問4 出荷先はどちらですか。

回答 農協、前橋市の青果市場に出荷しています。

質問5 現地を確認したところ、パネル下のほうがフキの成長が余りよくないと感じたのですが、パネル自体は余り光を透さないものを使用しているからですか。それとも植えた時期が異なるのですか。

回答 パネル自体は光を透すものではありませんので、太陽の角度によりパネル下にも光が入ってきます。また、フキは全て一緒に植えたものです。どうしても日向と日陰で成長に差が出てしまいますが、収穫のタイミングがずれることにより作業をするのに助かっています。

質問6 周囲は水田ですが、夏に水が入ってくることはないですか。

回答 申請地西側は土手になっており、申請地と水路の間には段差がありますので、水が入ってくることはありません。また、申請地の北側の田からも今までに水が入ってくることはありませんでした。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。今までみんな支柱が鉄パイプだったのですけれども、今回のこれは木材ということで、和風的な感じですがけれども。ただ、耐用年数がどのくらいもつか、それを心配しておりました。本当にきれいに除草されて管理されていて、こういうのはその人柄が出るのだから、きれいになっているところもあれば、草も生えているところもあれば、いろいろだね。

どうですか。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、ナンバー1につきましては、許可相当といたします。

次、事務局、ナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

2番 契約内容は賃貸借、資材置き場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー2審議資料をご覧ください。

1枚目、表紙が位置図となっておりますが、申請地の箇所は図面中央の二重丸の印があるところでございます。箕郷総合運動公園、さわやか交流館から北東に約600メートルほどの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面中央の太い線で縁取られている箇所が申請地でございます。申請地の周囲の状況から農地種別区分につきましては、市街化区域に近接する10ヘクタール未満の第2種農地に該当すると考えられます。

1枚おめくりください。3枚目は公図の写しでございます。太い線で縁取られている箇所が申請地でございます。隣接する土地につきましては、東西は用悪水路、南が畑、北が畑と宅地にそれぞれ接しております。

1枚おめくりください。4枚目は土地の利用計画図でございます。こちらは横向きでご覧いただければと思います。今回、申請地を露天資材置き場として利用する計画でして、具体的には砕石、砂、残土、U字溝などの建築資材の仮置き場として利用するとのことでございます。また、申請地の一部を作業用車両等の駐車スペースとしても利用したいとのことでございます。

申請地の造成計画につきましては、切り土、盛り土はせず、現況の地盤を整地して使用する計画でございます。雨水の排水につきましては、基本的には敷地内浸透処理となりますが、オーバーフロー分につきましては、南側に設置する浸透池で対応するとのことでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ご苦労さまでした。

それでは、調査班長、報告をお願いします。

○13番井田委員 それでは、事前調査の報告をさせていただきます。

農地法第5条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は代理人2名の出席でした。

質問1 現地を確認したところかなり広い敷地だと感じました。それだけ多くの資材を所有しているのですか。

回答 会社の近くに500坪ほどの資材置き場がありますが、そちらが手狭になってしまったため今

回の申請地を借り受けたいと考えています。主に宅地分譲工事で使用する残土などの仮置き場としての利用を計画しています。

質問2 申請地内で重機を使用することも想定されますが、そうになると油の問題が心配です。申請地には隣接する水路がありますので、そちらに油が流れ出ないように注意してください。

回答 はい。わかりました。

質問3 申請地の周囲をフェンスなどで囲うのですか。

回答 単管を組んだフェンスを設置して、子供が入らないようにするなどの安全対策をしたいと考えています。

質問4 申請地内の北側は梅林となっており、伐採して抜根する必要があると思いますが、抜根後に盛り土や切り土をするのですか。

回答 抜根後は、そのまま整地する計画です。盛り土と切り土の予定はありません。

質問5 申請地は南から北にかけて緩やかな傾斜地となっています。整地することにより雨水の浸透が悪くなると思いますが、雨水の排水計画を聞かせてください。

回答 基本的には地下浸透処理になりますが、オーバーフロー分の対策として南側に浸透池を設置します。

質問 その浸透池はどのようなものですか。

回答 全長60メートル、深さ60センチ、幅3メートルの素掘りの池を築造します。また、池の底には15センチの砕石を敷いて、浸透性を高める計画です。処理能力については、敷地面積から流量計算をした結果に基づくものです。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 お疲れさまでした。

それでは、これより審議に入ります。

この件は、3,000平米以上ですので、皆さんに農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 よろしいでしょうか。それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

それでは、続きまして一括審議に移ります。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は賃貸借、駐車場が手狭なため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、雑種地893平米と一体利用の計画でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番でございますが、次の13番と受人が同一であることから、関連案件となっているため一括して説明をさせていただきます。

12番 契約内容は売買、介護施設を運営しているが新たな介護施設の建築に伴い職員駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、次のナンバー13が関連案件となっております。

13番 契約の内容以降は、ナンバー12と同様となります。

14番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

15番 契約内容は賃貸借、建築業を営んでいるが高崎での仕事が増えてきており資材置き場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちら関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更、議案第1号ナンバー1の関連案件でございます。

17番 契約内容は売買、福祉事業へ新規参入するに当たり施設建設予定地の隣地である申請地を買い受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

18番 契約内容は売買、事業拡大に伴い資材置き場が不足しているため申請地を買い受けて利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

19番 契約内容は賃貸借、自動車販売業を営んでおり申請地を借り受けて自動車展示場として利用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、転用済みの畑、畑798平米と一体利用の申請でございます。

20番 契約内容は売買、自己用住宅を持ちたく勤務地に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を義父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は賃貸借、送電線を張りかえるため申請地を借り受けて工事用地として使用したいという工事用地の申請でございます。なお、一時転用のため、転用期間は平成30年5月14日から平成30年11月9日までとなります。

23番 契約内容は売買、園庭に隣接する申請地を買い受けて一体的に利用したいという園庭用地の申請でございます。なお、転用済みの田1,111平米と一体利用の計画でございます。

24番 契約内容は売買、駐車場に隣接する申請地を買い受けて一体的に利用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、雑種地857平米と一体利用の計画でございます。

25番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は使用貸借、自宅の敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地161.98平米と一体利用となっています。

27番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため実家近くの申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は使用貸借、自宅の敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張及び通路用地の申請でございます。なお、宅地381.06平米と一体利用となっています。

29番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地73.03平米と一体利用の計画でございます。

30番 契約内容は賃貸借、大工をしており申請地を義弟より借り受けて資材置き場として使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

31番 契約内容は賃貸借、宅地を取得するに当たり駐車場が足りないため隣接する申請地を借り受けて利用したいという庭用地の申請でございます。なお、こちら宅地500.23平米と一体利用の計画でございます。

32番 契約内容は使用貸借、高齢で管理が難しい父にかわり申請地にヒノキを植林して山林とし

て管理していきたいという植林用地の申請でございます。

33番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため実家近くの申請地を父から借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売住宅を建築したいという建売住宅の申請でございます。

35番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父から借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父から借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。なお、宅地405.70平米と一体利用の計画でございます。

43番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地174.31平米と一体利用の計画でございます。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて二世帯住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー2が関連案件となっております。

45番 契約内容は使用貸借、榛名山ヒルクライム大会開催に伴い選手の駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、一時転用になりますので、転用期間は、平成30年5月19日から平成30年5月30日までとなります。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため子供の通学に便利な申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。



47番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら関連案件がございまして、先にご審議いただきました計画変更申請、議案書4ページ、ナンバー3番の関連案件でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては45件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

異議ないでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法関係競売農地の買受適格証明願について。

農地法関係競売農地の買受適格証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法関係競売農地の買受適格証明願について。

1番 競売期間でございますが、平成30年5月8日から平成30年5月15日の予定でございます。取得後の目的は耕作のためございまして、農地法第3条許可に基づく競売適格証明でございます。

2番 競売期間でございますが、同じく平成30年5月8日から平成30年5月15日の予定でございます。取得後の目的は、同じく耕作ございまして、農地法第3条許可に基づく競売適格証明でございます。なお、1番、2番につきまして、別添、農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、農地法第3条の許可要件の全てを満たしていることと考えられますことをご報告いたします。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。申請人に関して、地元委員さんからもきちんと耕作をされていますと、そんな報告もございました。

異議がなければ適格として証明してよいか伺います。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することにいたします。

続きまして、議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

1番 現況地目、山林。非農地としての理由は、山林化して既に20年以上経過しており農地として利用できないためでございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。今回は、これは吉井西地域ですので、中島隆夫委員から報告をお願いします。

○23番中島委員 吉井西の中島です。2月の26日ですか、武藤推進委員さんと事務局職員さんとの申請地に入らせていただきました。山を二、三百ほど登ったところが申請地でございます。かつて平らなところが一部あったのですが、そこが桑園として耕作していたのかなというような状況でございます。ここ長年放棄しておったということで、雑木やらシノがはびこって、再生といたしますか、農地としての利用はできないということで、非農地としての申請で、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○会長 地域担当委員からの報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは証明することにいたします。

続きまして、ナンバー2の説明、事務局をお願いします。

○事務局

2番 現況地目、山林。非農地としての理由は、山林化して既に20年以上経過しており農地として利用できないためでございます。

事務局からの報告は以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。次に、地域担当委員から報告をお願いするわけですが、ここは箕郷車郷地域ですので、生方富行委員から報告をお願いします。

○16番生方委員 箕郷地区の、16番、生方ですが、これにつきまして、2月の16日に人・農地プランの活動が箕郷方面でありまして、その終わった足でこの現場に島方委員さんと行ってまいりました。これは、本当の斜面の、当時は、何かですか、木か果樹か何が植わっていたのかよくわからないのですが、もうまるっきり絶壁になっている斜面ということで、長い間放置されていると。もう農地に返せるような状況ではないということを見てまいりました。そういう中で、これは非農地の形、仕方ないなとそんな感じで見えてきたのですが、よろしく願い、ご検討をお願いします。

○会長 わかりました。地域担当委員、生方委員から報告が終わりました。

それでは、審議に入ります。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することにいたします。

続きまして、報告事項に移ります。

報告事項、第1号から第4号まで、事務局、説明をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は準工業、ほか5件、計6件の届出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について

1番 契約の内容は売買、転用目的は事務所、用途指定区分は準工業でございまして、ほか19件、計20件の届出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由につきましては合意解約でございます。ほか20件、計21件の通知について書類審査し、適法であったため通知を受理いたしております。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

1番につきましては、こちら10月の総会の案件でございましたが、開発指導課との協議が調わず、許可書の交付を保留していたところ、こちらの協議が調いましたので、平成29年12月18日に許可書を交付いたしております。

また、2番につきましては、こちら2月の総会に許可相当としていただいた案件でございますが、こちらも開発指導課のほうと協議が調わず、許可書の交付を保留していた案件でございますが、こちらのほうが調いましたので、平成30年3月1日付で許可書を交付しております。

続きまして、3番からでございますが、こちら先月許可相当としていただいた案件でございます。4条が8件、続きまして1ページおめくりいただきまして、5条が33件でございました。こちらにつきましては、開発指導課、ほかの他法令との関係の調整が調いましたので、平成30年3月22日に許可書を交付しております。

以上でございます。

○会長 ご苦労さまでした。

それでは、その他ということで、事務局のほうから何かありますか。

よろしいでしょうか。

○事務局 ございません。

○会長 皆さんのほうから何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○全員 はい。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第10回農業委員会総会を終了といたします。

お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

午後 2時55分 閉会